

第8期介護保険事業計画期間における
介護サービスの量及び
介護給付に係る費用の見込み等

1 要支援・要介護認定者数の推計

第8期計画期間における要支援・要介護認定者数は、今後の高齢者人口の推計及び年齢階層別の認定率の低下傾向を踏まえ、次のとおり推計しました。

区 分	第7期	第8期		
	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
要支援1	9,533	9,741	9,985	10,308
要支援2	8,713	8,766	8,983	9,250
要介護1	11,308	11,640	12,018	12,469
要介護2	9,962	10,039	10,341	10,683
要介護3	7,688	7,977	8,297	8,619
要介護4	6,200	6,514	6,808	7,060
要介護5	4,539	4,541	4,690	4,850
合計	57,943	59,218	61,122	63,239
認定率	18.7%	18.9%	19.4%	19.9%

中重度
認定者
28,389

中重度
認定者
31,212

※ 数値は各年9月末時点(令和2年度は実績)

2(1) 施設・居住系サービスの整備

今後、団塊の世代が75歳以上となり、中重度の要介護認定者の増加が見込まれることを踏まえ、施設等への入所の必要性が高い要介護者の受入れができるよう、介護保険施設及び居住系サービスの定員数の拡充を着実に進めます。

区 分		第8期末 定員数	考 え 方
介 護 保 険 施 設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※地域密着型を含む。	4,940人 (+180人)	主な入所対象である中重度の要介護認定者の増加見込みを踏まえるとともに、入所の必要性が高い希望者が早期に入所できることを目指しつつ、要介護者の一定の受け皿となりうる有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の増加見込みや周辺市町における特養入所ニーズの減少傾向を勘案して、必要定員数を算出。
	介護老人保健施設	2,751人	年間の入所・退所者が相当程度ある状況等を踏まえると現状の定員数で十分対応できると考えられるため、新たな整備は見込まない。
	介護医療院	1,119人 (+475人)	介護療養型医療施設・医療療養病床からの転換意向を基に算出。 ※転換以外の新規整備は見込まない。
	介護療養型医療施設	— (▲415人)	介護医療院への転換等による皆減 ※介護療養型医療施設は、令和5年度末までに廃止又は介護医療院等に転換することとされている。
居 住 系 サ ー ビ ス	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	3,075人 (+207人)	今後、認知症高齢者が増加する見込みであることを踏まえ、利用対象となる要支援2以上の認定者数の今後の伸びを基に、必要整備数を算出。
	特定施設入居者生活介護	3,588人 (+200人)	今後の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の増加見込みを踏まえ、要支援・要介護認定者数の伸びを基に、整備数を算出。

※第8期末定員数の()は、第8期中の新規整備予定定員数。

2(2) 地域密着型サービスの整備

中重度の要介護状態にある高齢者が、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を果たしている地域密着型サービスについて、今後さらに提供体制の充実を図ります。

このうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、第7期までの事業所の開設状況や利用者数の状況、第8期計画期間中の要支援・要介護認定者数見込みを考慮するとともに、利用者を増加させることを目指し、事業所数及び利用者数を算出しました。

主な地域密着型サービスの事業所数と利用者数の見込み

区 分		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	事業所数	17事業所	19事業所	21事業所	23事業所
	利用者数	280人／月	305人／月	337人／月	371人／月
小規模多機能型居宅介護	事業所数	45事業所	46事業所	49事業所	53事業所
	利用者数	716人／月	770人／月	825人／月	885人／月
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	7事業所	8事業所	8事業所	9事業所
	利用者数	129人／月	147人／月	156人／月	166人／月

※令和2年度の事業所数は、年度末見込み。利用者数は、令和2年4月実績。

3 介護サービスの利用者の見込み

介護サービスの種別ごとの利用者数は、居宅サービスについては、それぞれの過去5年間の利用実績や第8期計画期間中の要支援・要介護認定者数見込みを踏まえ、地域密着型サービス、施設サービスについては、前述の整備予定等も考慮し算定しました。

主な介護サービスの利用者の見込み

(単位:人/月)

区 分		平成31年度 (2019年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
居宅サービス	訪問介護	9,212	9,465	9,673	9,923	
	訪問看護	介護サービス	6,134	7,346	8,179	9,103
		介護予防サービス	1,347	1,626	1,830	2,072
	通所介護	9,906	10,885	11,493	12,164	
	短期入所生活介護	介護サービス	2,980	3,216	3,375	3,546
		介護予防サービス	98	114	117	120
福祉用具貸与	介護サービス	15,075	16,659	17,702	18,801	
	介護予防サービス	6,764	7,867	8,590	9,454	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	203	305	337	371	
	小規模多機能型居宅介護	介護サービス	666	693	742	797
		介護予防サービス	77	77	83	88
	看護小規模多機能型居宅介護	101	147	156	166	
	認知症対応型共同生活介護	介護サービス	2,584	2,724	2,790	2,888
介護予防サービス		14	11	12	12	
施設サービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3,797	3,942	4,055	4,133	
	介護老人保健施設	2,207	2,200	2,200	2,200	
	介護医療院・介護療養型医療施設	863	952	1,078	1,097	

4 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

第1号被保険者の保険料算定の基礎となる第8期計画期間における保険給付費及び地域支援事業費の現時点での見込みは、約3,084億円となります。

今後、直近のサービス利用状況等を踏まえて精査するとともに、12月末頃に示される国の介護報酬改定の内容を反映した上で、最終的な事業費を見込みます。

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合 計
保険給付費	約910億円	約951億円	約995億円	約2,856億円
居宅サービス	約628億円	約661億円	約700億円	約1,989億円
施設サービス	約248億円	約256億円	約260億円	約764億円
特定入所者介護サービス	約17億円	約16億円	約17億円	約50億円
高額介護サービス費等	約17億円	約18億円	約18億円	約53億円
地域支援事業費	約75億円	約76億円	約77億円	約228億円
介護予防・日常生活支援総合事業費	約51億円	約53億円	約53億円	約157億円
包括的支援事業・任意事業費	約24億円	約23億円	約24億円	約71億円
合 計	約985億円	約1,027億円	約1,072億円	約3,084億円

※ 地域密着型サービスに係る保険給付費は、居宅サービスに含めています。

5 第8期介護保険料の所得段階別割合

第7期では低所得者（市民税非課税世帯）に対する支援強化策として、公費を投入し保険料の軽減を実施したところですが、第8期においてはその他の所得階層の者についても、基準額に対する割合を見直すことによって、負担軽減を図ります。

- ① 第4段階については、割合を0.05引き下げ、第3段階及び第5段階との較差を均等にするにより、負担軽減を図ります。
- ② 第2段階については、第3段階より低額となるよう、本市独自の措置として0.7としていましたが、公費を投入し保険料軽減を実施したことから、軽減前の割合を国基準と同じ0.75とすることで基準額を低減し、全体の負担軽減を図ります。

所得段階	第7期計画期間		第8期計画期間			
	要件	割合	要件	割合		
第1	市民税非課税世帯全員が	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計 80万円以下	0.3 [0.5]	市民税非課税世帯全員が	生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、老齢福祉年金受給者 本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計 80万円以下	0.3 [0.5]
第2		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.5 [0.7]		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超 120万円以下	0.5 [0.75 (+0.05)]
第3		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 120万円超	0.7 [0.75]		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 120万円超	0.7 [0.75]
第4	課税世帯あり	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円以下	0.9	課税世帯あり	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円以下	0.85 (▲0.05)
第5		本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額 80万円超	1.0		本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額 80万円超	1.0
第6	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1	本人が市民税課税	本人の前年の合計所得金額 125万円以下	1.1
第7		本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	1.25		本人の前年の合計所得金額 125万円超 200万円未満	1.25
第8		本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	1.5		本人の前年の合計所得金額 200万円以上 300万円未満	1.5
第9		本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	1.7		本人の前年の合計所得金額 300万円以上 400万円未満	1.7
第10		本人の前年の合計所得金額 400万円以上 600万円未満	1.85		本人の前年の合計所得金額 400万円以上 600万円未満	1.85
第11		本人の前年の合計所得金額 600万円以上 800万円未満	2.05		本人の前年の合計所得金額 600万円以上 800万円未満	2.05
第12		本人の前年の合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	2.25		本人の前年の合計所得金額 800万円以上 1,000万円未満	2.25
第13	本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上	2.45	本人の前年の合計所得金額 1,000万円以上	2.45		

※ 第1段階から第3段階までの〔 〕は、公費による保険料軽減措置前の割合です。

6 第8期介護保険料の算定

① 介護給付費準備基金の取り崩しについて

計画期間中の急激な保険給付費の増加等に対応するために設置している基金について、令和2年度中の給付費への充当予定額を除いた第7期末残高見込み46億円を取り崩し、保険料の抑制を図ります。

② 保険料（基準月額）の試算（現段階の試算であり、最終的なものではありません。）

現在、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、令和3年度（2021年度）からの介護報酬の改定の見直しについて検討中であるため、介護報酬の改定を見込んだ介護給付費等の額を算定することができない状況です。

このため、介護報酬の改定を見込まない場合の保険料（基準月額）を、現時点におけるサービスの量の見込みを基に試算すると、次のとおりとなります。

区 分	第7期	第8期	差 額
保険料(基準月額)	6,170円	6,300円～6,400円程度	+130円～+230円程度

※ 今後、国から示される介護報酬の改定等の決定を受け、その影響額を介護給付費に反映させた上で、改めて最終的な保険料の額を算定します。

7 本市の介護保険料の将来推計

区分		保険料(基準月額)
第7期	平成30(2018)年度	6,170円
	平成31(2019)年度	
	令和2(2020)年度	
第8期	令和3(2021)年度	6,300円~6,400円程度
	令和4(2022)年度	
	令和5(2023)年度	



第9期	令和7(2025)年度	7,500円程度
-----	-------------	----------



第14期	令和22(2040)年度	9,700円程度
------	--------------	----------

令和7(2025)年度及び令和22(2040)年度の介護保険料の将来推計については、サービスの種類や介護報酬が現行のまま継続するものと仮定して試算しています。